

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	2330-133-7471-5	仕 様 書 番 号	
トレーラ		GE-D230062T	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	昭和47年 3月23日
		変 更	平成27年 4月16日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するトレーラについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

番号	種類	搭載品	けん引車両
1	電気溶接セット用トレーラ	直流アーク溶接機，溶接用具， 附属品，予備品	・DSP D 0003 ・GW-D013801
2	15 kW発動発電機用トレーラ	交流発電機15 kW，附属品 ，予備品	・GW-D601301

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例 電気溶接セット用トレーラ

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS B 1534	円すいころ軸受
JIS C 3406	自動車用低圧電線
JIS D 4102	空気入りタイヤ用ホイール及びリム用語・呼び・表示
JIS D 4202	自動車用タイヤ呼び方及び諸元
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材

b) 仕様書

DSP D 0003	3½ tトラック
DSP K 5203	外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GQ-L000320	シート
GW-D013801	3½ tダンプ [はん（汎）用形]
GW-D401501	自動車用タイヤチェーン
GW-D601301	3½ tダンプ（修理車）

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトレーラは、この仕様書の各項目を満足し、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下、“訓令”という。）に適合するものとする。

2.2 構成

構成は、トレーラ本体1台とする。

2.3 材料・部品

材料及び部品は、通常、日本工業規格品又は同等以上のものとし、製造者が規定する社内規格に合格したものとする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

このトレーラは、単車軸、2輪、半だ円形板ばねで支持された鋼製フレーム、けん引装置などから成る1軸平床式とし、フレーム枠内に床板を張ってその上に発電機などを搭載し、両側フェンダの前後上部に発電機などを除く搭載品を収納する箱を設けたもので、細部構造は、次による。

a) 車体 車体は、次による。

1) フレームは、全鋼製電気溶接一体構造で車台の台枠及び床板には、次の規格又は同等以上のものを使用するものとする。

1.1) 両側長けた

前横けた J I S G 3 1 0 1 の圧延鋼材

中横けた 1 5 0 mm×5 0 mm×5 0 mm、厚さ3. 2 mm以上

1.2) 後横けた

床板 約1. 6 mm以上の鋼板

2) フレームには、その前部に後述のけん引環を取り付け、車台台枠の四隅には、折り畳み式ジャッキ取付用のブラケットを溶接付けするものとする。

3) 両側長けたのシャシばねハンガ取付箇所には、鋼板フレームを補強するとともに、ハンガの取付座を設け、また、クッションラバーブラケットの取付位置には、約4. 5 mmの溝形鋼板でフレームを補強するとともに、クッションラバーブラケットの取付座を設けるものとする。

4) 両側長けたは、アングルでフェンダステー及び収容箱ステーを溶接付けするものとする。

5) 床板上に、搭載品の据付け用として約1 0 mmの緩衝ゴム座を取り付けるものとする。

6) 車体の適当な箇所に、帆布製覆いの取付金具を取り付けるものとする。

7) 床板には、排水排油口を設けるものとする。

b) 車軸及び車輪 車軸及び車輪は次による。

1) 車軸は、アクスルエンド及びパイプから構成され、中央部は外径約9 0 mm、肉厚1 2 mmの引抜鋼管を使用し、両側は、軸受部として熱処理機械仕上げした鋼材を圧入電気溶接して一体とするものとする。

2) 車軸には、J I S B 1 5 3 4の円すいころ軸受けを使用するものとする。

c) シャシばね装置 シャシばね装置は、次による。

- 1) シヤシばねは、ばね鋼6種又は同等以上のものを使用し、その形式は、平行半だ円形とし、枚数は10枚とする。
 - 2) シヤシばねは、センタボルト1本、Uボルト2本及びクリップ4個で締めつけ、前部は固定ブラケット（前部ハンガ）に、後部はシャックルを介して固定ブラケット（後部ハンガ）に支持されているものとする。

なお、Uボルトの締めつけには、緩みを生じないように、ダブルナットを使用するものとする。
 - 3) 車台下部の車軸の当たる部分には、巻形ばね又はゴム製のバンパーを取り付けるものとする。
 - 4) シャックル及びブラケットは、鋳鋼製又は鋼板製センタボルト、Uボルト及びシャックルピンは合金鋼又は同等以上のものを使用するものとする。
- d) **けん引装置** けん引装置は、次による。
- 1) ルーネットは、太さ約40 mm、内径約90 mmの鍛造品で軸を1/8テーパに仕上げ、ルーネットブラケットのテーパ穴に差し込み、溝付きナットを締めて連結しているものとする。
 - 2) 前横けたの直前けん引環上にステップボードを設けるものとする。
 - 3) けん引運行中の安全のため、フック付きチェーンを付けて、けん引自動車に連結できるようにしておくものとする。

なお、チェーンは、径約11 mmとし、2 t以下の荷重で破断してはならない。
- e) **支柱脚** トレーラをけん引車両から取り外した場合の支持として、支柱脚を装備する。支柱脚は、車輪付きで荷台をほぼ水平に支持できるスクリージャッキ式とし、高さの調整は、ハンドルによって操作できるものとする。また、けん引車両との連結時、後方に引き上げ収納できる構造とし、走行時、移動しないよう、安全装置を設けるものとする。
- f) **ジャッキ** ジャッキは、内側にねじを切った円筒形の本体とこれにはめ合うねじと接地円盤とから成っており、ねじ棒はジャッキハンドルで操作され、このねじ棒と接地円盤との連結は、ボールジョイント又は自由に回転できる構造のものとし、ジャッキは、ねじ棒によって長さを自由に調節できる構造で車台四隅のジャッキブラケットにピンで取り付けられ、ロックハンドルによって発電機など使用中は立てた位置に、けん引運行中は車台下に収納された位置にそれぞれロックされるものとする。
- g) **制動装置** 制動装置は、次による。
- 1) トレーラには、けん引車両の主制動装置と連動して作用する制動装置及びトレーラに備えられた手動操作装置による制動装置を備えるものとする。
 - 2) 主制動装置は、エアサーボによる油圧式又はフルエアブレーキとし、走行中けん引車両と離れたとき自動的に制動される装置を有するものとする。
 - 3) 手動制動装置は、機械式とし、操作レバーから各種連結金具を通じてケーブル又はロッドを動かす機構とし、左右連動し同時に制動するように調整装置を有するものとする。
 - 4) ケーブルは、フレキシブルワイヤ又はリンク式ロッドとする。
 - 5) ブレーキドラム内のブレーキ装置は、主制動装置の場合は、ホイールシリンダを用いた油圧式又はカムを用いた機械式とし、けん引車両の主制動装置と空気力を介して連動作用し、手動制動装置の場合は、機械式手動拡張式として操作ハンドルによって左右ホイールを均等に制動させる構造とする。
 - 6) ブレーキドラムは鋳鋼又は鋳鉄、ブレーキライニングはセミモールド又は同等以上のものを使用するものとする。

h) **電気装置** 電気装置は、次による。

- 1) 電線は、J I S C 3 4 0 6 の公称断面積 0. 8 5 mm²以上を使用し、外側を被覆して雨水に対して完全に保護されているものとする。
- 2) けん引車両への配線の結合は、7極プラグによってトレーラの前部に連結し、走行中に電線が脱落しないように処置を施すものとする。
- 3) 灯火類は、訓令に定めるもののほか、管制尾灯及び管制制動灯を取り付けるものとする。
- 4) 防空灯と常用灯との切替スイッチを車体後部側面の適当な位置に設けるものとする。
- 5) 電気関係材料は、全て現用の自衛隊車両と互換性を有するものとする。

i) **フェンダ及び収納箱** フェンダ及び収納箱は、次による。

- 1) フェンダは、厚さ約 1. 2 mm 以上の鋼板製で、約 3 0 mm の型材のフェンダステーでフレームに取り付けるものとする。
- 2) フェンダの前後部は、厚さ約 3. 0 mm で、2 5 mm×2 5 mm の型材で枠組みを作り、その上に約 1. 2 mm 以上の鋼板を張り、フェンダ兼収納箱を作成するものとする。
- 3) 収納箱は、耐水性のものとし、錠前を取り付けるものとする。
- 4) 収納箱には、附属品、予備品などを収納し、運行によって内容品が破損しないよう、適当な間仕切り及び緩衝装置を設けるものとする。

j) **その他** その他は、次による。

- 1) 燃料携行缶（2 0 L）及びじゃ管の装着装置を有するものとする。
- 2) 電気溶接セット用トレーラには、ステップボードの左側に万力（1 0 0 mm）を取り付ける穴を空けるものとする。
- 3) このトレーラは、路外機動に耐えるものとする。

2.4.2 形状

形状は、**図 1** 及び **図 2** を標準とし、細部は、承認図面による。

2.4.3 寸法

寸法は、**図 1** 及び **図 2** を標準とするほか、**表 2** による。

表 2—寸法

項目		規定	
		電気溶接セット用トレーラ	1 5 k W 発動発電機用トレーラ
全長		3 8 5 0 mm	
全幅		2 1 3 0 mm	
全高（積載時）		2 2 4 0 mm	2 1 0 0 mm
荷台寸法	長さ	2 4 7 0 mm	
	幅	1 2 0 0 mm	
	床面高さ	8 6 0 mm	
輪距		1 6 2 0 mm	
ルーネット高さ		9 0 0 mm	
最低地上高		2 5 0 mm 以上	

表 2—寸法 (続き)

項目		規定	
		電気溶接セット用トレーラ	15 kW発動発電機用トレーラ
タイヤ	サイズ	J I S D 4 2 0 2 の呼び 1 0 R 2 2 . 5 - 1 4 P R (パターンは、ブロック又はリブラグ)	
	ホイール	J I S D 4 1 0 2 の呼び 2 2 . 5 × 6 . 7 5 (オフセット 1 5 2 mm)	
	標準空気圧	6 4 0 kpa	

2.4.4 質量

質量は、表 3 による。

表 3—質量

項目	規定	
	電気溶接セット用トレーラ	15 kW発動発電機用トレーラ
車両総質量	約 2 2 0 0 kg	約 2 6 0 0 kg
最大積載量	1 1 0 0 kg	1 5 0 0 kg

2.5 外観・塗装

2.5.1 外観

外観は、次による。

- 有害な割れ，まくれその他の欠陥がないものとする。
- 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.5.2 塗装

塗装は，次によるほか，十分な防せい処理を行った後，上塗り塗装を行うものとする。

- 車体外部は，D S P K 5 2 0 3 の色番号 2 3 1 4 (OD色 7 . 5 Y 3 / 1) 又は D S P K 5 2 0 3 色番号 2 3 1 4 (OD色 7 . 5 Y 3 / 1) と同等以上の性能を有する無鉛塗料で塗装するものとする。
- 車軸及び懸架装置 (ディスクホイールを含む。) は，黒とし，契約の相手方が規定する仕様によって塗装するものとする。

2.6 製品の表示

製品の表示は，次による。

- 契約の相手方は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 2.3 に基づき，1種銘板を，また，必要箇所に3種銘板を取り付けるものとする。
- トレーラの後面に訓令に示す自動車番号標を取り付けるものとする。
- 標識は，“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等 (以下，“担当官” という。) が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品

トレーラの運行試験のため、けん引車両の貸付を必要とする場合は、契約の相手方は、契約後速やかにGLT-CG-Z000001の箇条5に基づき、所要の手続を行うものとする。

5.2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4-附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	車体用シート	1	寸法630 cm×450 cm はとめ間隔 長さ方向 105.0 cm 幅方向 112.5 cm 製造方法及び加工方法は、GQ-L000320による。
2	スタッドレスタイヤ	2	サイズは、表2に示すタイヤと同一とする。
3	タイヤチェーン	2	GW-D401501の89193
4	エアホース	1組	—
5	ボックスレンチ	1式	—
6	給油脂表	1	トレーラ本体に取り付けるものとする。

注^{a)} トレーラ1式当たりの数量とする。

5.3 予備品

予備品は、灯火用電球を各2個とする。

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、契約後速やかにGLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、全体図、主要諸元、標準装置などの明細図、銘板類についての承認用図面及び塗装色見本¹⁾各3部（ほかに、承認願書だけ1部）を担当官に提出し、承認を受けるものとする。

注¹⁾ 初回納入時だけとする。

5.5 提出書類

契約の相手方は、契約後速やかに訓令に定める適用除外申請のための書類を担当官に提出するものとする。

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1式ごとに表5に示す書類を添付するものとする。

表5-添付書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料	1	
3	部品表	1	

5.6.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表6に示す書類を提出するものとする。

表6-提出書類

番号	提出書類	数量	注記
1	取扱説明書	a)	GLT-CG-Z000001の箇条7による。 日本語版とし、合冊することができる。
2	整備資料	a)	
3	部品表	a)	
4	完成品写真	一式 ^{b)}	四方（前，後，左，右）写し
5	試験成績書	1	社内試験成績書による。
注 ^{a)} 数量は，調達要領指定書によって指定する。 ^{b)} 過去に納入実績があり，前回納入時と変更のない場合は，省略することができる。			

5.7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義については，GLT-CG-Z000001の8.3によるものとする。

単位 mm

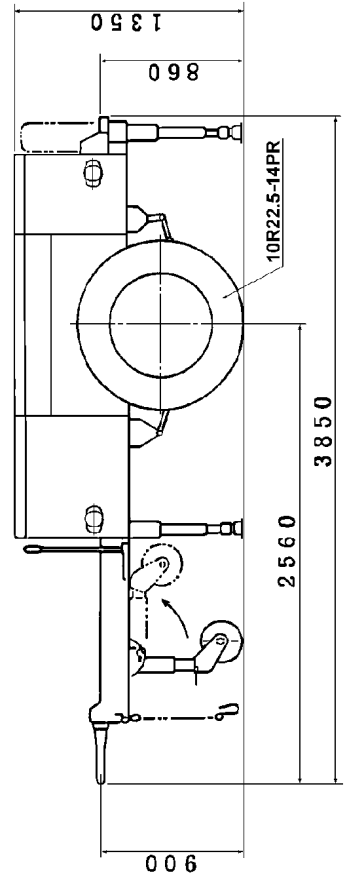
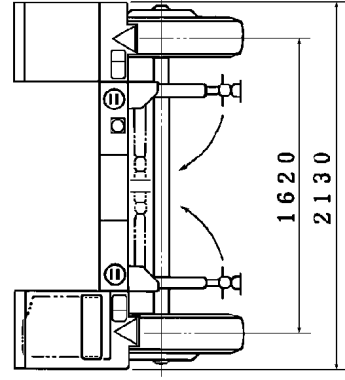
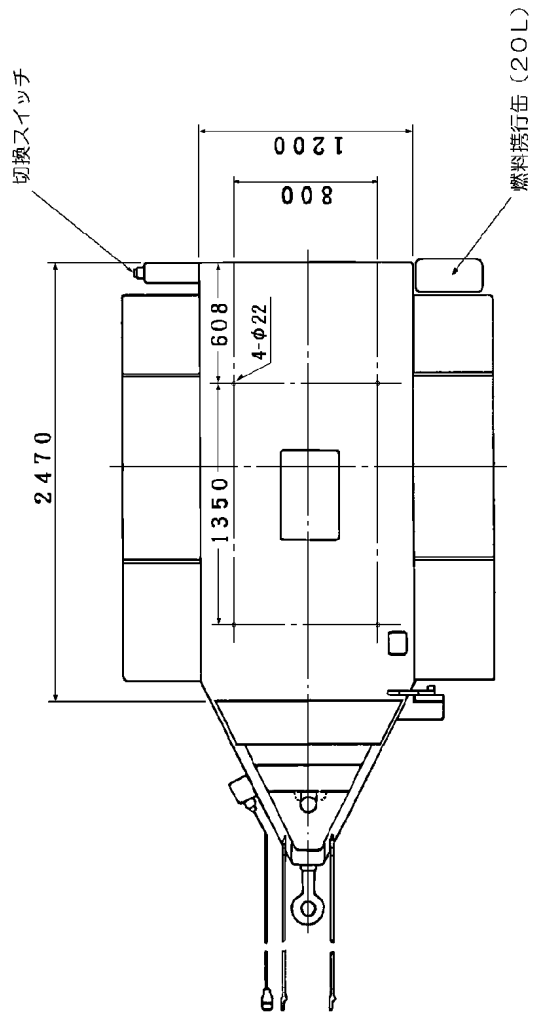


図 1-電気溶接セット用トレーラ

単位 mm

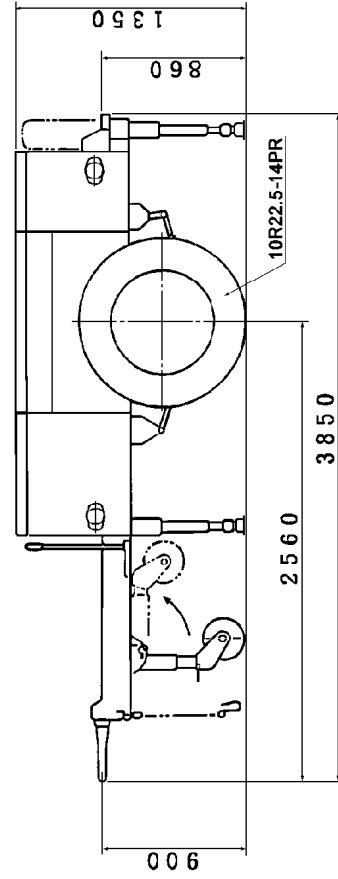
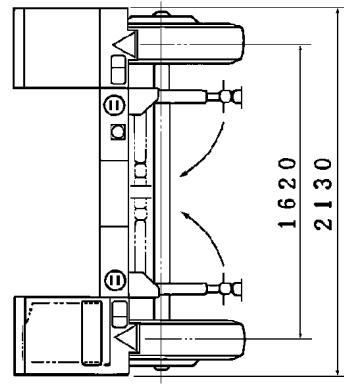
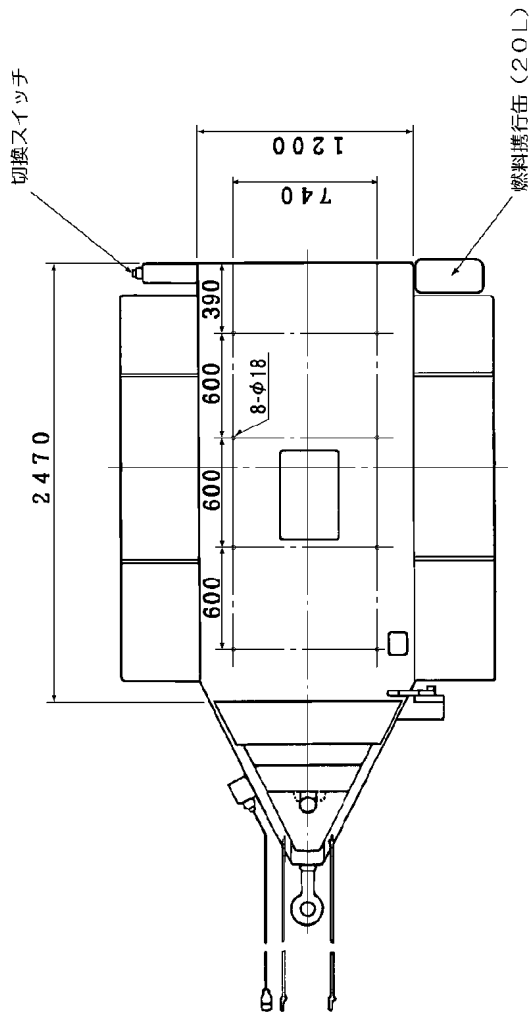


図 2—15 kW 発電機用トレーラ